

(法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
 (法第 28 条関係「書類の備置き」)
 (法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

令和 2 年度の事業報告書
 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 女性と子の未来

1. 事業の成果

(1)女性相談事業

- 女性相談事業：年末年始・祝日・お盆を除く毎日 10時-16時

女性の専門相談員（認定心理士他）を毎日、アンの家 Anne's ハウスの相談室で、女性相談を実施。年間の相談件数：延 423 人。

	R2 年度 4月～3月												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計	39	44	42	50	23	31	28	41	19	35	25	46	423

- 女性弁護士相談

月 1 回、DV 等による離婚の相談、借金の相談等、裁判手続きを踏んでの事例の相談として、慰謝料や財産分与・親権の問題などにも対応。延 16 人。

女性弁護士相談実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
計	2	2	1	1	1	0	0	2	2	2	1	2	16

(2)よつば保育園運営

令和 2 年 4 月 28 日、花巻市の認可を受け、5 月 1 日開園。A 型小規模保育所（定員 12 名）を運営。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入所人員	1	2	1	0	3	2	3				
累計		3	4	4	7	9	12	12	12	12	12
0歳児		2	2	2	3	4	6	6	6	6	6
1歳児	1	1	2	2	4	5	6	6	6	6	6

* 12名定員

(3)アンの家 Anne's ハウスの運営（サロン・キッズルーム・イベント広場）

新型コロナウイルス感染予防のため、サロン・キッズルームは・イベントはすべて停止。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者の人 数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費 の金額 (千円)
1. 女性相 談事業	女性相談(来所相 談、メール相談・ 電話相談)	4月・3月の10 時・16時(祝日 等除く)	アンの家 Anne's ハ ウス	相談員:3 人	延 423 人	4,537
	女性弁護士相談	4月・3月の月 1回	アンの家 Anne's ハ ウス	委託弁護 士:1人 相談員:3 人	延 16 人	273
2. 小規模 保育事業	よつば保育園の 運営	5月・3月の 日・祝日等を 除く 7:30-19:30	よつば保 育園	保育士・看 護師、栄養 士、事務局 他計 14 人	園児定員 12 名	34,936

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

(A4)